

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大阪労働局一般公示第 60 号

令和 8 年 9 月 29 日大阪地方最低賃金審議会から大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、大阪府の区域内で

- 1 はん用機械器具製造業
- 2 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。）
- 3 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。）
- 4 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業
- 5 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
- 6 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 7 2 から 6 までに掲げる産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所
- 8 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が 1 から 6 までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 8 年 10 月 14 日までに大阪労働局長あて（大阪府中央区大手前 4 丁目 1 番 67 号 大阪合同庁舎第 2 号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 8 年 9 月 29 日

大阪労働局長 蒔苗 浩司

記

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に係る大阪地方最低賃金審議会の意見の要旨

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業

- (2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。）
 - (3) 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。）
 - (4) 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業
 - (5) 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
 - (6) 船舶製造・修理業、船用機関製造業
 - (7) (2)から(6)に掲げる産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)まで掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
- 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
- 1 時間 1, 258 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
- 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
- 令和 8 年 12 月 1 日